

議案第 20 号

川崎市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

川崎市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 13 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

(川崎市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 1 条 川崎市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和 41 年川崎市条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「第 243 条の 2 の 2 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 8 第 8 項」に改める。

(川崎市交通事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 2 条 川崎市交通事業の設置等に関する条例（昭和 41 年川崎市条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「第 243 条の 2 の 2 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 8 第 8 項」に改める。

(川崎市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 川崎市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年川崎市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第10条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

地方自治法の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。